

**令和3年度 農地中間管理事業に対する評価**  
(農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定  
による評価委員会の意見)

令和4年6月22日  
徳島県農地中間管理事業評価委員会

- 1 評価対象の事業年度 令和3年度
- 2 評価委員会開催日時 令和4年6月22日

3 評 価

農業従事者が減少するなか、徳島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が実施する耕作の継続が困難な所有者の農地を借受け、担い手農家へ転貸、集積する農地中間管理事業の仕組みはますます重要である。

今後、農地中間管理事業を推進するにあたり、次の点に留意し取組の強化を図られたい。

(1) 事業実績

令和3年度の機構の実績は、転貸面積は前年度に比べ微減となったが、機構関連農地整備事業が堅調に事業採択され基盤整備後の担い手への集積が見込まれることから一定の評価ができる。

令和4年度は、米価低迷の継続や資材費の高騰が予想されており、担い手の農地借入れ意欲の低下が懸念される。

関係機関（県、県土地改良事業団体連合会、県農業会議等）との緊密な連携により、簡易な基盤整備事業や経営所得安定対策など担い手への有利な事業の紹介も組み合わせ、事業推進に努められたい。

(2) 返還された農地の適正管理及びマッチング支援について

契約途中で機構に返還される農地が増えるなか、除草等により当該農地の適正管理に努めていることは評価できる。

担い手の経営環境は厳しさを増しており、今後も、このような例が発生すると考えられる。今後とも、農地の適正管理や新たな担い手へのマッチングに努めるとともに、市町村と連携した借り入れ当初のほ場条件の確認等により中途解約のリスク低減を図られたい。

(3) 農地集積を担う農業者への支援について

県に対し、担い手の規模拡大に要する大型機械の導入等に対する制度の充実を要望し、改善が図られたことは評価する。

一方、担い手農家の現場では、規模拡大後も未整備で作業効率の悪いほ場を請け負い、小型機械が必要な状況が継続している場合が多い。

このため、担い手の機械整備への支援には、担い手の状況に応じた柔軟な対応に努められたい。

(4) 制度周知について

若い担い手においては、SNS等の利用者も多いことから、制度周知やほ場のあっせんについて、SNSの活用を検討する必要がある。

限られた予算の中ではあるが、SNSでの情報発信ができるよう人材確保や担い手との連携について検討されたい。

(5) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律への対応について

令和4年5月公布の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」では、分散した農地利用の集約化が求められているが、本県に多い露地野菜の産地では、微妙な土地条件が収穫量や品質に影響する場合も多く、水稲作と異なる対応が必要な場合もある。

法改正への対応に当たっては、地域の実情に応じた事業推進ができるよう公社の体制整備に努められたい。